



平成 31 年 3 月吉日

お客様各位

セイノーロジックス株式会社

(横浜) 045-682-5315

(大阪) 06-6260-1031

(名古屋) 052-221-7221

米国 ISF-5 厳格適用のお知らせ

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社海上混載サービスに格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

標記について、米国税関より本年 3 月 15 日以降、ISF-5 を厳格適用する旨の通達（URL：<https://csms.cbp.gov/viewmssg.asp?Recid=24047>）が出されました。ISF-5 は主に FROB（Foreign Remaining On Board）貨物が対象となります。

カナダ向け輸出貨物で、本船がカナダ港への入港前に米国の港に入港する場合、FROB の送信が必要です。これまで米国税関は Automated NVOCC が H. B/L を発行する場合でも、一部、船社からの FROB 送信を受付けて居りましたが、今後は H. B/L を発行する Automated NVOCC からの FROB 送信が必須となりました。

*** 対象： 米国港を経由するカナダ向け輸出貨物
(FROB - Foreign Remaining On Board)**

*** Automated NVOCC 様が H. B/L を発行される場合、Automated NVOCC 様が米国税関に対し、
FROB データ送信が必須となります。**

Automated NVOCC 様が H. B/L を発行されない場合には、弊社が北米税関に対し FROB データを送信致します。

本年 3 月 15 日以降、AMS 送信が必要とされる米国向け輸出貨物同様、FROB 送信が必要なカナダ向け輸出貨物に対しても、24 時間前ルールの厳守をお願い致します。

24 時間前ルールが守られなかった場合、米国税関よりペナルティが課せられるだけでなく、コンテナ不積み（DO NOT LOAD）となるリスクもございますので、ご留意の程、宜しく願い申し上げます。

敬具